

資料7 F医療センター(医療安全管理室)分析結果

- ①: わからないことがあっても、そのままにしない。質問事項をあらかじめ紙に書いておく。
- ②: できれば二人以上で説明をきく。
- ③: 意思表示は明確にしておく。
- ④: 写真・図などがある場合には、見せてもらおう。説明書をもらおう。
- ⑤: セカンドオピニオン
- ⑥: 身内に医療関係者がいるとき
- ⑦: かかりつけ医との協力、開放型病床の利用
- ⑧: 患者氏名の誤認・点滴や投薬の誤り・左右の誤りを防ぐ。輸血の事故を防ぐ。
- ⑨: 転倒・転落などの危険防止
- ⑩: 医療従事者が集中して医療行為をしているときの注意
- ⑪: 病棟の特徴を知る
- ⑫: 面会時間と面会者
- ⑬: 回診時間とその利用方法
- ⑭: 他科受診の希望
- ⑮: 不安がある、痛みがひどい、苦しいとき
- ⑯: 院内感染防止
- ⑰: 患者相談窓口と医療福祉相談室
- ⑱: 院長への手紙
- ⑲: 入院患者全員の安全確保
- ⑳: その他

表1 「患者家族の安全対策20カ条」のタイトル

この20か条は、F医療センター内で、実際に起きた事故やトラブルの事例を集めて作成した。職員は、この20か条を入院前の患者や救急で待っている患者に読んでもらう活動を行っている。このように、患者に説明し、患者自身にも安全管理活動に参加してもらうにしている。当初は、脳外科だけであったが、病院全体に広げていった。この20か条をより具体化したものが医療安全対策文書(*1)である。

1.2 医療安全対策文書

総計662の医療安全対策文書がカバーする活動は多岐にわたる。医療安全対策文書のコンセプトには、問題が起きたときに常に改訂する(627)ことと、「2つの公開」原則がある。

- (1) ルールの公開
- (2) ルールに基づいた活動を統計データにして公開

また、2つの特徴がある。

- (1) 必ず動作原理や法令などの根拠を示している。
- (2) 禁止事項には、その理由を併記する。

1.3 文書の使われ方

この文書の使い方自体が文書362で定められている。患者だけではなく、家族にも、そしてできることならば、二人以上で説明を聞いてもらうようにしている。そして、医療者への「意思表示は明確におっしゃってください」ということを患者や家族にお願いする。その際も、患者に加えて配偶者、さらに配偶者のみならず親族にも聞いてもらうことで患者とその家族、医療者との間に生じる認識の違いを減らしていく。

特に、入院時には、文書の説明加えて必要な情報はあらかじめ記入してもらうことやグループオリエンテーションを行っている。また、病院のリスクポイントを写真入り文書を使って説明している。

2. 医療安全対策文書の改訂と配布

2.1 改定の方法

660にのぼる膨大な文書の修正には、医療者だけではなく患者も参加する仕組みを構築している。改訂の方針は、事故が発生した場合、すぐに改訂を行う。医療者は、アンカン(安全管理)メモ用紙に記入し、安全管理室に提出する。また患者には、「質問があつたら、質問事項をあらかじめ紙に書いて渡してくださいってもいいんですよ(23)」と呼びかけを行っている。このようにして集積された修正情報を週単位でまとめて分析を行う。その後、修正した文書を再配布する。

2.2 配布に対する考え方

医療安全対策文書は、改訂が行われたらホームページで公開する。職員も患者も同じタイミングで改訂した文書を見ることができる。これは、医療安全対策における情報を秘密にしておくと、かえって何が秘密なのかを区分して判断することが多くなり危機管理がしにくい。むしろ情報をすべて公開しておくことで、このような判断に時間をかける必要がなくなり、対応により多くの時間を費やすことができる、という方針に基づいている。

改訂された文書に加えて、F医療センターの医療安全に関する統計データも同時に開示している。これは、対外的な監査(病院機能評価や保健所の指導、ISOの監査)に対しても効果的である。

職員へのフィードバックは、研修やカンファレンスでその都度行っている。特に、医療安全対策文書の改訂作業そのものが関わる職員へのフィードバックになっている。また、直接関わっていない職員にとって、この文書の改訂版が出されることは、院内で「何か起

こったな」ということ意識させるきっかけとなる。

2.3 予防活動につなげていく

改訂作業の基礎となる「アンカンメモ用紙」には、もうひとつの役割として予防措置の役割がある。この用紙の記述内容を月単位・年度単位で集計し、要因分析を行っている。インシデント報告書は、初動活動に活かし、アンカンメモ用紙が届く前に活動を始めている。これらのレポートには患者を守るためにも、自ら守るためにも事実だけを記述するルールが定められている。

3. 医療安全対策文書が継続的な質管理に与える作用

上野（2006）は、「知識・技術は、ネットワークの形成に伴って形作られる。言い換えると、知識・技術は、人々同士、組織同士、人々とともに、人と情報の新たな結合、同盟の中から生まれてくる。逆に、ある知識や技術によって、あるネットワークが形成されるということも可能である（*2）」と人間の活動と人工的媒介物の相互作用について述べている。F医療センターの医療安全管理活動において、人の活動を医療安全対策文書という人工的媒介物に変換し、これを媒介物にした患者や職員による新たな活動を生み出す。これを繰り返し、様々な種類の医療安全活動のネットワークを形成している。

また、人工物（ここでは医療安全対策文書）が「患者と職員」や「職員と職員」、「患者と家族」といった人間同士・組織間の活動を媒介することで、お互いの知識や情報が移転（*3）を促進している。

引用

*1 医療安全対策文書

http://www.mmc.funabashi.chiba.jp/hp_folder/anzenkanri/index.html

*2 上野直樹・ソーヤーりえこ 『文化と状況的学習 実践、言語、人工物へのアクセスのデザイン』 凡人社

*3 Jose P.Mestre 『Transfer of Learning From a Modern Multidisciplinary Perspective』 pp121 2005 Information Age Publishing

参考資料

資料7 F 医療センター(医療安全管理室)分析結果

Bruno Latour 『Reassembling the Social Av Introduction to Actor-Network-Theory』
pp63 2005 Oxford University Press

関係 各位

平成17年05月09日

注射・輸液の基本用語: プライミング、クレンメ、点滴筒

●基本用語や基本的事項の誤解により思わぬ事故が発生することがあります。

●プライミング (priming) とは、始動に備えて準備的な作業を行うことです。点滴のプライミングとは、点滴チューブ内に点滴液を満たし、血管確保したエラスターにすぐに接続できるように準備することです。

●クレンメ (Klemme) とは、ドイツ語で鉗子のことです。点滴ルートの途中に置かれ、流量を調節します。メーカーによっては「クランプ」ともいいます。操作方法の違いにより、クレンメには、「ローラークレンメ」、「ワンタッチクレンメ」、「スライドクレンメ」などがあります。

●点滴筒の液面の目安は $1/3$ から $1/2$ です。高すぎると滴下数が数えられません。低すぎると、急速投与したとき、または斜めになったときに空気が送られる可能性があります。

医療安全対策

文書 No.462

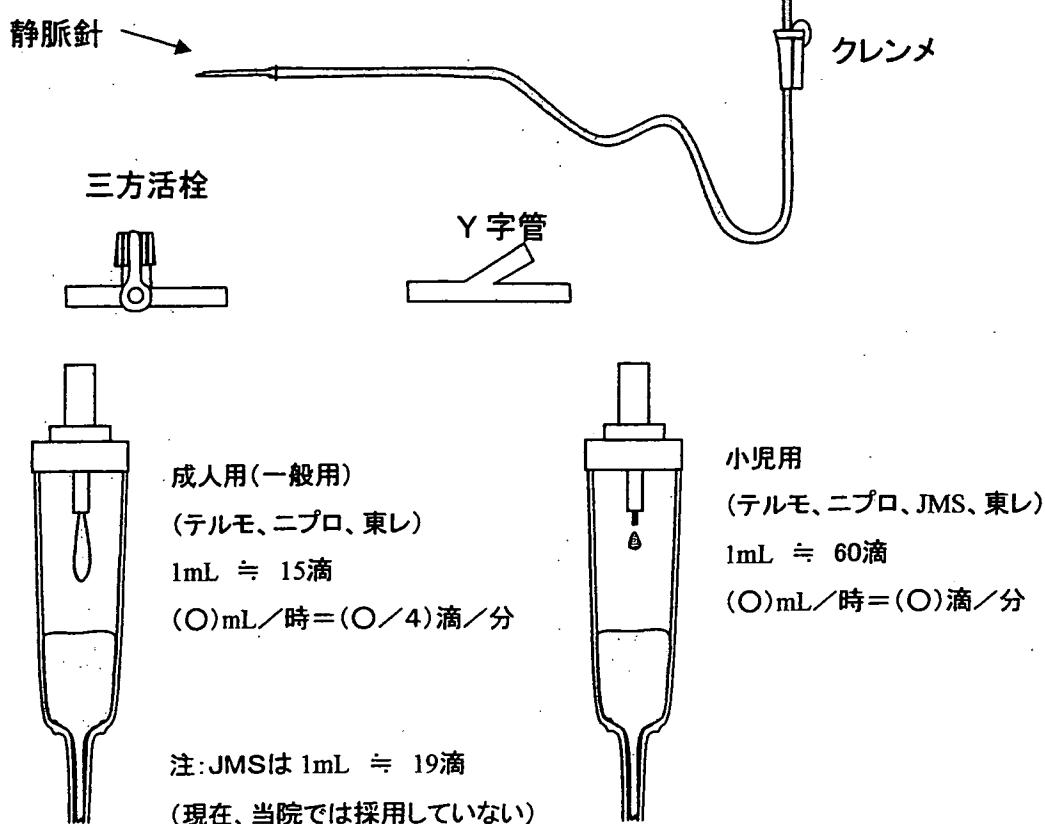
院長：清川 尚

副院長：小澤 俊

手術室看護師長：上井 英道

GSM：鈴木 久子

医療安全管理室長：唐澤 秀治



不明な点があれば右までご連絡ください。 上井 (PB 7134)、鈴木 (PHS 3721)、
唐澤 (PHS 3720)

**注射・輸液の基本用語：
シリンジ(syringe)の各部分の
名称**

医療安全対策
文書 No.463

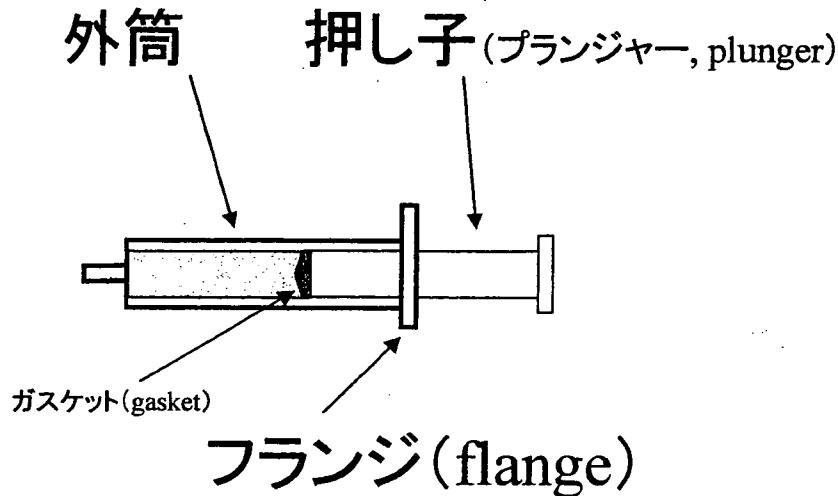
院長：清川 尚

副院長：小澤 俊

GSM：鈴木 久子

医療安全管理室長：唐澤 秀治

- 「シリンジ (syringe) 」とは注射器のことです。
- シリンジは、外筒と内筒（＝押し子、プランジャー）からなります。
- 内筒は、この部分を押して液を注入しますから「押し子」と呼ばれています。また、ポンプのピストン部分で往復運動をする部分のことを「プランジャー (plunger) 」といいますので、内筒をプランジャーともいいます。
- 「フランジ (flange) 」とは外筒のつばのことです。ガスケット (gasket) とは、液漏れ防止のために押し子の先端についている薄板状のゴムパッキングのことです。
- シリンジをシリンジポンプに設置するときは、フランジをスリットに入れて固定すること。薬液を注入できるように押し子を装着すること。



関係 各位

平成17年05月13日

注射・輸液の基本用語： コアリング(coring)

医療安全対策

文書 No.464

院長：清川 尚

副院長：小澤 俊

GSM：鈴木 久子

医療安全管理室長：唐澤 秀治

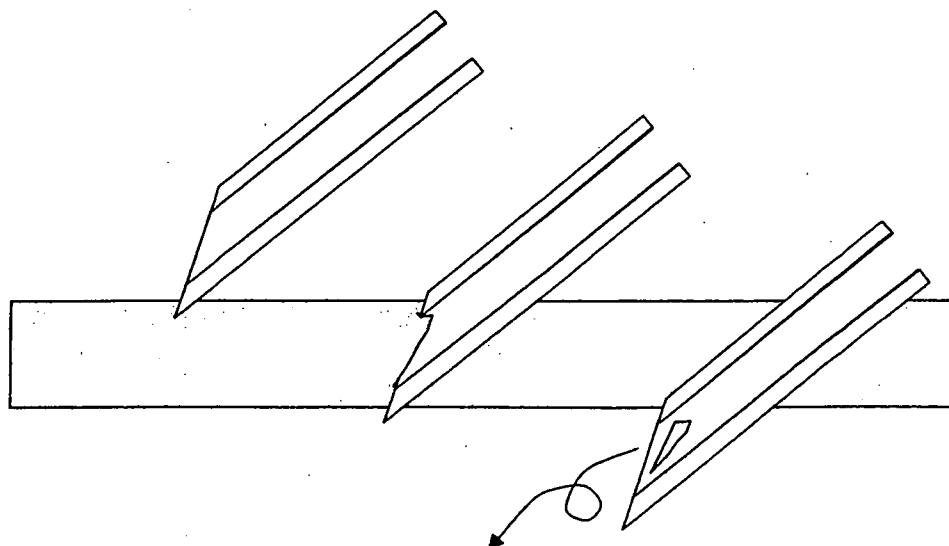
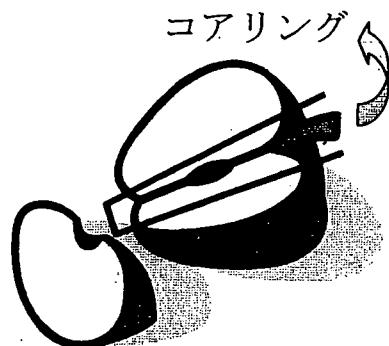
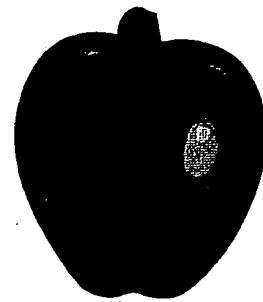
●果物の芯のことをコア (core) といい、芯をくりぬくことをコアリング (coring) といいます。

●バイアル瓶ゴム栓の「コアリング」とは、注射針をゴム栓に刺すとき、ゴム片が削り取られ、溶液内に混入してしまうことをいいます。

●コアリングは、次のような場合に生じやすいといわれています。

- ①注射針を斜めに刺す。
- ②注射針を回転させながら刺す。
- ③何回も同じ場所に繰り返し刺す。

●コアリングが起こらないように、針は垂直に回転させないように穿刺してください。

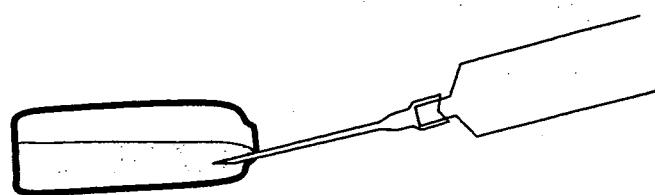
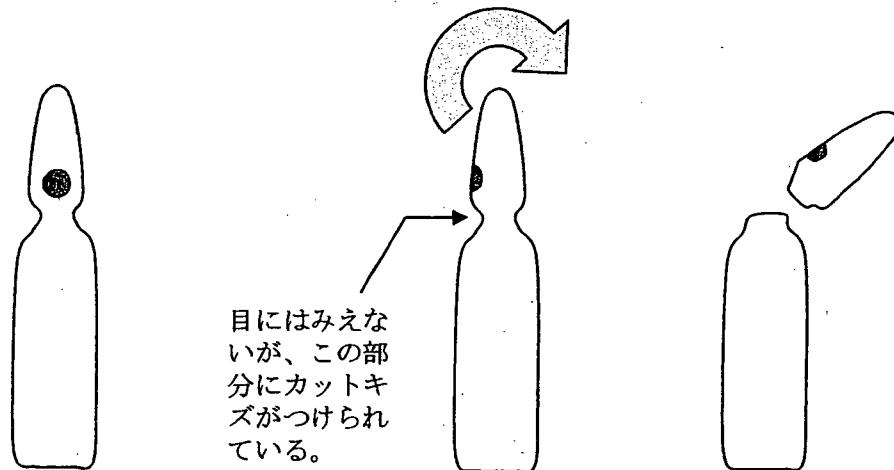


**注射・輸液の基本用語:
ワンポイントカットアンプル**

医療安全対策
文書 No.469

院長：清川 尚
副院長：小澤 俊
GSM：鈴木 久子
医療安全管理室長：唐澤 秀治

- 昔のアンプル製品は、アンプルの首の部分をヤスリで「キズ」をつけた後にカットしていた。
- 医療従事者の安全とガラス片が混入しないようにするために、現在はほとんどのアンプル製剤が「ワンポイントカットアンプル」になっている。この形式のアンプルは、製造する段階で、ワンポイントのある首の部分にあらかじめ「カットキズ」がつけられており、ヤスリを使用する必要はなくなっている。
- アンプルの首の部分をエタノール綿等で清拭してから、アンプル頭部（枝部）のマーク部分の反対方向（向こう側）に折ること。
- ガラス微小片は数秒程度で沈殿するか浮遊する。この後、アンプルを斜めに傾け、注射針の刃先開口部を下に向けた状態で針先を插入し、アンプルの肩の部分より吸引する。



関係 各位

平成16年1月13日

すべての医療関係者には守秘義務がある

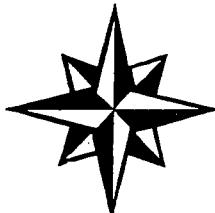
医療安全対策
文書 No.203

医療安全管理責任者(院長) : 清川 尚

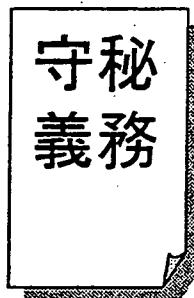
GRM(副院長) : 小澤 俊

RM部会副部会長(内科副部長) : 岩岡秀明

医療安全対策室長(RM部会長) : 唐澤秀治



法的RM



守秘義務違反、
秘密漏示罪

医療における秘密漏示とは、「診療過程で取得した患者・家族の健康や家族関係に関する情報を外部に漏らすこと」である。

刑法第134条第1項に次のように定められている。

(秘密漏示)

第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

●看護師の場合には、刑法上の罪に問われなくても、

保健師助産師看護師法第14条第3項により、秘密漏示は看護師としての品位を損する行為にあたり、免許取消、業務停止処分の対象となりうるので、実質的にそのような行為は禁止されている。

●母体保護法27条のように、医療関連法規によって秘密漏示が禁止されている場合もある。

●救急救命士などの他の医療関係者も同様である。

⇒以上より刑法上の規定の有無に関わらず、すべての医療関係者には守秘義務が存在する。

参考: 臨床研修医のための救急診療マニュアル、救急医学 27(10), p. 1137, 2003

不明な点があれば右までご連絡ください。岩岡(PB 7071)、唐澤(PB 7093) 以上

関係 各位

平成19年10月12日

輸血製剤の有効期限の確認 を正確に行うこと

血液製剤を有効活用するために、有効期限ぎりぎりの製剤が使用現場に届けられることがあります。また、病棟保管している間に有効期限を過ぎてしまうことがあります。

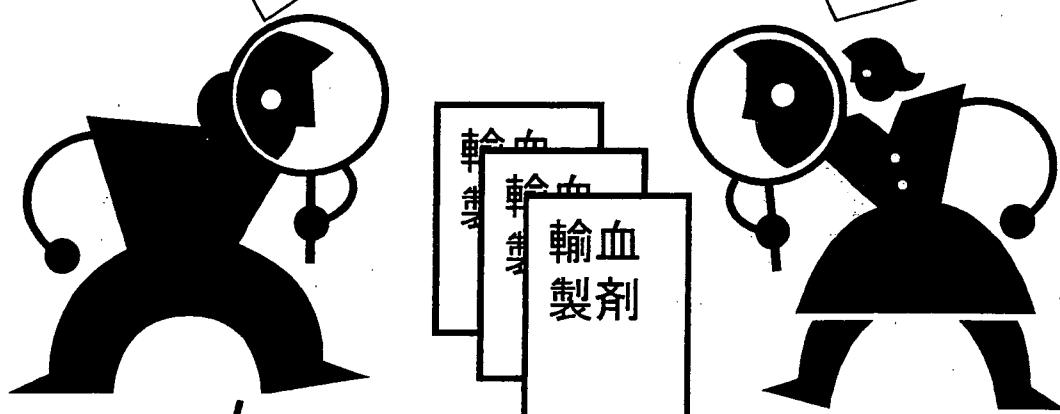
医療安全対策
文書 No.651

院長：小澤 俊
副院長：渡辺 義二
輸血管理委員会委員長：林 敏
検査科技師長：畠山 郁夫
検査科輸血認定技師：三末 高央
GQM(副室長)：大塚 さち
副院長(室長)：唐澤 秀治

10月15日(月曜日)から、当院では、使用当日までの有効期限の製剤を届ける場合には、下記の「期限(/)」が記載された荷札をつけて使用現場に届けることにします。使用する際には、この荷札のついた製剤はより厳重に確認を行い、確認後に荷札を外してから患者に輸血してください。但し、荷札のついていない製剤についても有効期限の確認を怠らないでください。

今日は何日？

有効期限を過ぎているのでは？



1	今日は何日？
2	血液製剤の有効期限は？
3	有効期限内→輸血可能 有効期限を過ぎている→輸血不可

不明な点があればご連絡ください。畠山(PB 7022)、林(PB 7108)、
大塚(PHS 3721)、唐澤(PB 7093, PHS 3720) 以上

平成18年6月26日

関係 各位

守秘義務と綱紀保持に関して 苦情が寄せられています



医療安全対策

文書No.551

院長： 小澤 俊

副院長： 渡辺 義二

総務課長： 小山 澄夫

総務課主幹： 岡澤 邦夫

医事課長： 高橋 省三

医事課主幹： 野々村好造

GQM： 鈴木 久子

副院長（安管室長）： 唐澤 秀治

守秘義務

綱紀保持

- 医療従事者には守秘義務があります（医療安全対策文書No.203）。「当院の職員がエレベーターの中やバスの中で不適切な発言をしていた」という苦情が寄せられています。地方公務員法では次のように守秘義務が定められています。

地方公務員法から抜粋

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- また、年度始めに、総務部長から次のような通達がでています。

職員の綱紀の保持等について(通達)から抜粋 平成18年4月17日 船職員第133号

5 服務規律の確保に努めること。

① 相変わらず職員の対応に関して市民から多くの苦情が寄せられているので、窓口、電話等の応対には注意を払い、また、電話を受ける際には、必ず所属及び氏名を名乗ること。特に以下については苦情も多くなっているので、中核市船橋の職員として市民に不快感を与えないように常に心がけること。

- ・市民サービスを行う職員として、節度ある身だしなみを心がけること。
- ・サンダル履きによる庁内の移動は控えること。
- ・エレベーター・トイレ・廊下等、職場を離れ庁内移動中の職員同士の私語は節度を保つこと。
- ・喫煙者においては、喫煙マナーを守ることを心がけ、「路上喫煙及びポイ捨て防止条例」の趣旨を十分に理解し、公務の内外を問わず、歩きたばこ・ポイ捨ては絶対に行わないこと。
- ・職場では携帯電話をマナーモードに切り替えるか電源を切り、公用電話・メールは厳に慎むこと。
- ・職場でのパソコンは目的外で使用しないこと。

- 職員は「守秘義務」があることを十分に認識して行動してください。また、「綱紀の保持」に努めてください。

不明な点があれば右までご連絡ください： 唐澤 (PB 7093, PHS 3720) 以上

平成19年12月3日

医療安全対策

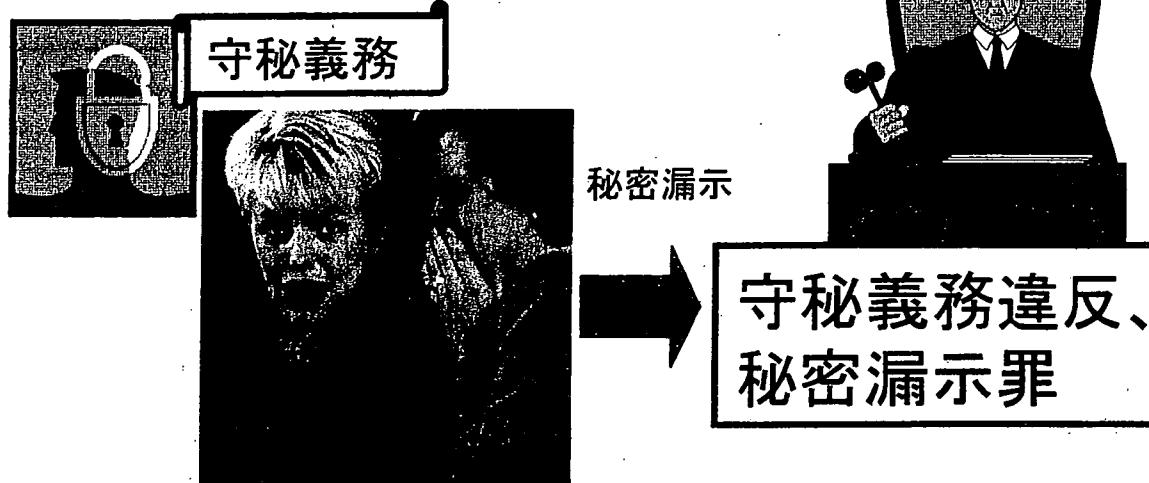
文書No.656

守秘義務と綱紀保持

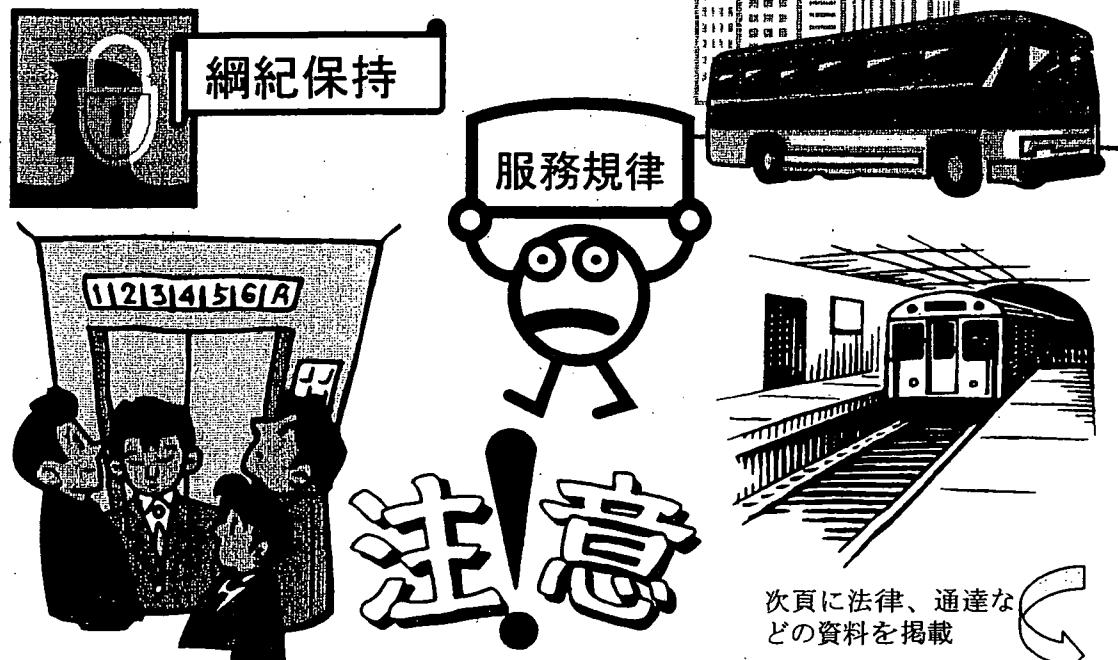
(No.203, No.551の改訂)

公務員には守秘義務があります。医療従事者にも守秘義務があります。また、委託職員にも守秘義務があります(委託契約書の規定)。当院のすべての職員(常勤職員・非常勤職員)には守秘義務が課せられていると認識してください。

また、「当院の職員がエレベーターの中やバスの中で不適切な発言をしていた」という苦情が寄せられたことがあります。綱紀の保持に努めてください。



医療における秘密漏示とは、
「診療過程で取得した患者・家
族の健康や家族関係に関する
情報を外部に漏らすこと」



次頁に法律、通達な
どの資料を掲載

不明な点があれば右までご連絡ください： 小山（内線 5301）、唐澤（PB 7093, PHS 3720）以上

院長： 小澤 俊

副院長： 渡辺 義二

事務局長： 小山 澄夫

総務課長： 野々村好造

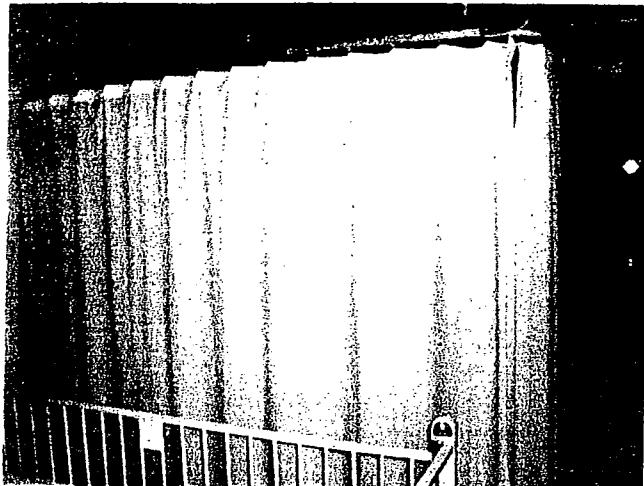
医事課長： 高橋 省三

GQM： 大塚 さち

副院長（安管室長）： 唐澤 秀治

～お子様の転倒・転落を防ぐために～

1. 日中、カーテンはできるだけ開けて下さい



2. ベッド欄は必ず上段まで上げて下さい



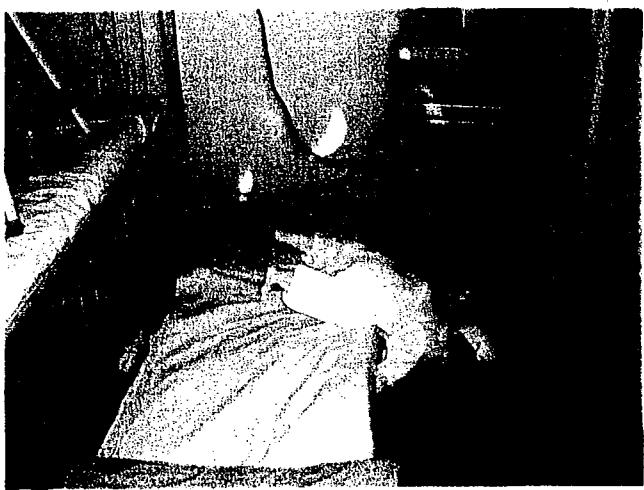
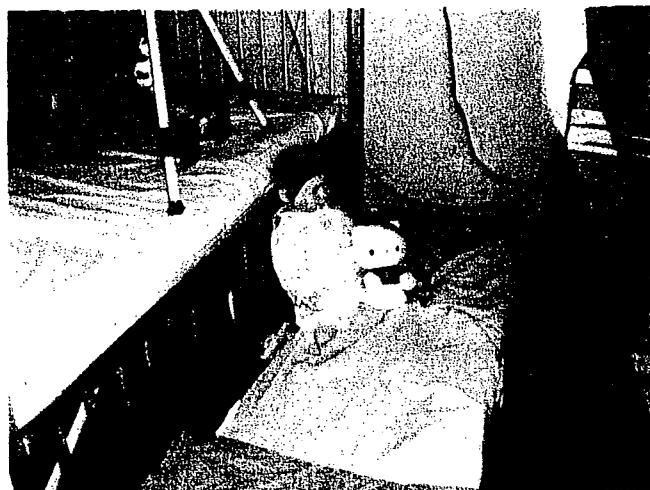
3. ベッド内に踏み台になるものは置かないで下さい



4. 短時間の横向きでのみベッドを必ず上げてください。



5. 付き添いベッドにお子様を乗せないで下さい。



**付き添いの交代をするときは、
これらのことをお伝え下さい**

転倒・転落予防にご協力をお願いします

資料9 F医療センター(医療安全管理室)聴取記録

No.	発言者	発言内容	資料
1	1 A	お手元の資料をごらんいただけますか。今日お渡しできる資料がそこにございますけれども、最初スライドでプレゼンテーションさせました。当院の患者参加型安全管理の現状:プレゼンテーション	
1	2 A	あとご覧いただくのは、安全が策の冊子だとか、ルールブックだとか、・トリアージカード、これはご覧いただくのが可能ですので、この順番でご説明させていただきます。ある程度そちら様が、このよつな資料に入っていると思います。	
1	3 A	まず、お手元のスライドの挨拶文に入っていますが、こういう病院であるということなんですが、病床数が、426床で、救急救命センターがあつて、外部機能評価の認証を受けていまして、ISO9001の品質マネジメントシステムの認証を受けています。	P1下
1	4 A	この医療安全管理室は病院長直属の機関として位置づけられています。医療安全管理室ができましたのは、平成16年7月1日付ですから、約3年少し経っています。それまでは厚生労働省の指導でリスクマネジメント委員会があつたのですが、…書がきて、どうしたものかなど当時の委員会の委員長が頭を悩ませていて、あまり積極的に活動はできませんでした。	P1下
1	5 A	この医療安全管理室が平成14年9月にできまして、これがさらに医療安全管理室が直属機関になつた経緯です。ここでこえいガード評価を受けています。	P1下
1	6 A	各部署の安全管理、品質管理責任者を最初はリスクマネジャーという名前に変えて、セーフティマネジャーという名前に変えて、ISOを取得してからは、クオリティマネジャーという形にして、とにかく品質を高めようという観点でやっております。	
1	7 A	医療安全のマニュアルは、今だいたい660種類までできています。年度始めにはルールブックと称するも	医療安全のマニュアル
		ので職員の教育は徹底しているということです。	ルールブック ホームページ
1	8 A	患者参加型を推し進めている、100%やつている自信はもちろんないですが、理論的根拠はゲーム理論に求めています。ノーベル経済賞をとった理論ですが、二つのキーワードがありますと、行動要因とそのコミットメントがあります。行動要因はインセンティブですが、要するにアメとムチの政策です。本によりますと、人間はインセンティブによって行動しているのだから、アメとムチをうまく使えば行動のパターンを変えるということです。そうしますと一つは医療機関に対しては、アメとムチといふことになります。アメは安全対策を講ずれば診療報酬を増やすしますよと厚生労働省はいっています。ムチは医療事故が起これば罰則を与えますよとあります。患者さんに対してアメは、安全な医療を行つている優良機関を利用しましたほうがいいですよ、ムチは医療事故があうと自分が損しますよ、という概念は何かというと、ウエートアンディ(Wait & see)戦略とコミット戦略といふことです。もう一つのコミットメントといふことです。要するにアメとムチで人間は動くものだということです。ウエートアンディ戦略の場合は、成り行きをぎりぎりまで見守つて、ぎりぎりになつて態度を決めていく。新幹線の自由席にどつかで乗つていくと、コミット戦略はあらかじめ何時何分の新幹線に予約して乗るということです。	P2上、下(ゲーム理論:行動要因、コミットメント)
1	9 A	ハイウェイの整備でありますと、患者様やご家族は車に乗つてくる、病院側はハイウェイを整備する、何もやつなければ事故が起るかもしない、病院側は安全対策を色々講じますけれども、あまり知らないで来るところまで見守つたり、ルールをつくつたり、	ハイウェイを出すことを出しますよと思ってます。(やんばる) まう
1	10 A	で、相互に態度を表明して、患者参加型にかなつている。患者家族の安全対策20か条といふものを入院する患者さん全員に配布しているんですけど、その前に脳外科でそういう試みがありまして、2000年頃から、入院でも外来でも説明書を渡しまして、守つていただきたい20か条を提示していました。それがかなり有効だとわかりました	P5患者家族の安全対策20か条

資料9 F医療センター（医療安全管理室）聴取記録

1	11	A	どういう工夫をしたかといいますと、例えば、どすこい人形を病棟の窓口に掲げまして、そこに基準が書いてあるんですけど、今日は危険などすこい人形	P6	
1	12	A	日本ですかですね、今日はすごく危険ですとか、普通に危険だと黄色、すごく安全だと緑色、ほとんどは赤ですね。赤が一本で足りないと、二本になつたり、三本になつたりするんです、危険な日がずっと続いているということでした。	P5	
1	13	A	いろいろ工夫をして、医療っていうのは、危険がいっぱいだから皆さん協力してくださいよと呼びかけをして、患者さんのご家族に守っていた	P6	
1	14	A	ただ二つのことをやれば完全によくなるということではないですか、いろいろな工夫は必要だと。患者さん、家族を巻き込んでやろうという	P6	
1	15	A	そのほか、リスクマネジメントボイスとか、救命プロトコールとかサインとか、いろいろと工夫をしたんですけど、いろいろ呼びかけをしました。A4で17頁のもので、インターネットが起きてるかをあらかじめチェックしようということでやりましたところ、こういう呼びかけをやつたんですが、そしたらリスクマネジメントツリーにチェックしていくまいたら、一番多い月で22件くらいのインシデント、アクシデントの件数が、ちょっと変動はありますが、だんだん、このくらい少なくなってきたんですね。ですから、確かに効き目があるんじゃないかなと。	P6	
1	16	A	現在、脳外科ではどういうふうにしているかといいますと、身内や患者さんには全般的説明書を渡します。A4で17頁のもので、インターネットでも公開していますが、なるべくイラスト化して、数字を入れて、表を入れてわかつていただきたいと。その中に、正直に書いて危険がいつばいありますからご協力くださいと、皆でリスクマネジメントツリーにいけないといけないと私たちを考えていますので、こんなに危険がいっぱいなことがありますからご協力くださいと呼びかけをしています。疾患別の説明書で説明するとか、症状別の説明書で説明するとか、	P6	
1	17	A	これは病院全体の医療安全管理の仕組みで、特に患者さん家族を巻き込むためにどういうふうにしていいかということを示したスライドですけれども、先ほどお話ししたような経緯があります。現在は、とにかく平成14年からですけれども、皆でいつまでもリスクマネジメントをしましようとして、医療従事者側から、患者さん、御家族に安全対策について説明をします。そして患者さん御家族に参加してもらう感じで、参画してもらいうえ方です。それには、なるべくインターネットのホームページを活用して、そこを読んでいただきたい。安全管理室は病院長直属機関ですけれども、私が室長で、副室長が副看護部長のことで、事務局が総務課の課長補佐主幹です。以前事務員が非常勤でしたんで、今は正職員でお願いしたいと要望を出しておりましたが、まだ配属はされておりません。	P8	
1	18	A	そういうことをやっておりますと、院内を統括するものがいると困りますので、対応しながら統括というのは絶対できないですから、外向きの顔と内側をまとめてもらう顔がどうしても必要です。統括の管理者、ゼネラルマネージャーを副看護部長がやつて、病院全体の医療安全管理制度は、実務的に、現実的に実際には担当して統括してくれる、それぞれの部署の職域クオリティマネージャーを統括しているという役割分担であります。医薬品安全管理委員会も兼ねて行います。医薬品安全管理委員会は教育委員会も兼ねて行います。医薬品安全管理委員会も主催して行います。同じメンバーでありますので、月1回で全部済みます。	P8	
1	19	A	機器の安全管理委員会も主催して行います。それから病院長が主催する質と安全の合同会議は、各部署の責任者であるとか、それ以外の職員も全部、非常勤も含めて出られるようにしています。これは月1回行われます。職員研修は2回以上、これ以外にも勉強会はかなり多いです。	P8	
1	20	A	これが全体の・ですけれども、最初にホームページでも公開しておりまして、医療安全管理室の掲示板をエントランスホールに掲示して、そこで情報を発信して、入院する患者さんは患者家族の安全対策20か条と患者相談窓口の申込用紙も全員にお配りしております。ISO9001と27001を質と安全に役立てる。情報が医療安全管理室に患者さんご家族から入ってくることもありますし、職員から入ってくることもありますが、これは24時間・体制・。	P10	
1	21	A	ホームページ医療安全管理室の掲示板P10:患者家族の安全対策20か条と患者相談窓口の申	P10	

資料9 F医療センター（医療安全管理室）聴取記録

1	22	A	徹底的に予防活動をして、遠く初動活動をします。この仕組みは今660種類のマニュアルでやっています。要因分析もできるようにしておあります。それに数は多くないです。それは初動活動がかなり重要なことです。これは紙計算をして…。という流れで、他の病院と違うところは、徹底的にこちらに重点を置いているということです。	P10:860種類のマニュアルでやっています。要因分析もできるようにしておあります。それに数は多くないです。それは初動活動がかなり重要なことです。これは紙計算をして…。という流れで、他の病院と違うところは、徹底的にこちらに重点を置いているということです。	インシデント報告書
1	23	A	マニュアルの種類は今662です。患者家族の安全対策というのは当たり前といえれば当たり前に書いて渡してください。質問があつたら、質問事項をあらかじめ紙に書いて渡してください。でもそのままにしないで下さい。質問があつたら、質問事項をあらかじめ紙に書いて渡してください。	質問事項をあらかじめ紙に書いて渡してください。でもそのままにしないで下さい。No.362	インシデント報告書
1	24	A	それ以降、20項目あるんですが、それに対して病院のルールはどう決めているかといいますと、以前は、患者さん御家族はいつもど違ふといつきました。以前はそんなはずはないはずだと応えてしまってトラブルになってしまった。今のルールは、こういうふうにおつしやつたならば、その点については確認してきます、少々お待ち下さいといふように、ルールをNo.362で定めています。できれば二人以上で説明を聞いてくださいとか、何かありますなら意思表示式は明確におつしやつてくださいといふことを患者さん御家族にお願いするわけです。	それ以降、20項目あるんですが、それに対して病院のルールはどう決めているかといいますと、以前は、患者さん御家族はいつもど違ふといつきました。以前はそんなはずはないはずだと応えてしまってトラブルになってしまった。今のルールは、こういうふうにおつしやつたならば、その点については確認してきます、少々お待ち下さいといふように、ルールをNo.362で定めています。できれば二人以上で説明を聞いてくださいとか、何かありますなら意思表示式は明確におつしやつてくださいといふことを患者さん御家族にお願いするわけです。	インシデント報告書
1	25	A	それから宗教上の理由で輸血をしてしまくないとおつしやる患者さん、配偶者だけ配偶者、配偶者だけじやなくて親族でといふことをお願いしています。そういう申し出があつた場合にはこうしましようといふルールも決めています。それから苦情、クレームへのルールだとか、要するに、この20か条でお願いしたことには相対するルールを決めています。それから苦情、クレームへのルールだと、誤認を防ぐためのルールだと、20か条に相対するルールを決めています。	それから宗教上の理由で輸血をしてしまくないとおつしやる患者さんも年には3人くらいいらっしゃいます。そういう申し出があつた場合にはこうしましようといふルールも決めています。それから苦情、クレームへのルールだと、誤認を防ぐためのルールだと、20か条に相対するルールを決めています。	インシデント報告書
1	26	A	実際に、どういう評価が現れていますかといいますと、ISOの品質管理で、苦情を減らそうという品質目標が上っています。毎月毎月の統計を累積で年間の統計にしているんですけども、平成16年では240件の院長への手紙というのを苦情が三分の一で、お褒めの言葉が三分の一でありますけれども、平成16年では240件の院長への手紙といふのは苦情が三つの一ぐらいです。苦情だけではありませんと240件です。これを次の年は10%下げようという目標を掲げました。各部署の各グループ内の苦情も10%下げて下さいよという品質目標を掲げて統計を出していつたところです。それが次の年は赤い点々なんですが、累積が61件に減りました。その後は平成16年は合計82件でした。それが次年は赤い点々で、25件、次の年は18件まで減りました。その後は平成16年が44件の苦情の件数だったんですけど、25件で、約2年間で48%まで減少しました。それ以外ではどうかといふと、126件が86件に減つて、60件にまで減つたということで、約2年間で48%まで減少しました。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減っています。今それに対する対策を考えています。	実際に、どういう評価が現れていますかといいますと、ISOの品質管理で、苦情を減らそうという品質目標が上っています。毎月毎月の統計を累積で年間の統計にしているんですけども、平成16年では240件の院長への手紙といふのは苦情が三つの一で、お褒めの言葉が三分の一でありますけれども、平成16年では240件の院長への手紙といふのは苦情が三つの一ぐらいです。苦情だけではありませんと240件です。これを次の年は10%下げようという目標を掲げました。各部署の各グループ内の苦情も10%下げて下さいよという品質目標を掲げて統計を出していつたところです。それが次の年は赤い点々なんですが、累積が61件に減りました。その後は平成16年は合計82件でした。それが次年は赤い点々で、25件、次の年は18件まで減りました。その後は平成16年が44件の苦情の件数だったんですけど、25件で、約2年間で48%まで減少しました。それ以外ではどうかといふと、126件が86件に減つて、60件にまで減つたということで、約2年間で48%まで減少しました。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減っています。今それに対する対策を考えています。	インシデント報告書
1	27	A	その次の年が42件に減りました。看護部は看護科であります。看護科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つた。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減つた。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減つた。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減つた。	その次の年が42件に減りました。看護部は看護科であります。看護科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減つた。診療科と看護部の合計でいりますと、126件が86件に減つて、60件にまで減つた。	インシデント報告書
1	28	A	それ以外ではどうかといふと、環境に対する苦情であるとか、設備関係に対する苦情が増えていました。今それに対する対策を考えています。	それ以外ではどうかといふと、環境に対する苦情が増えていました。今それに対する対策を考えています。	インシデント報告書
1	29	A	医療事故は、医療に明らかな過失がある、過誤がある後遺症が残るレベル4の事故、死亡するレベル5の事故はいたい年間2、3件発生している病院でした。平成16年以降、これは18年、19年も含めてですね、今のところゼロです。この点でも効果があつた。	医療事故は、医療に明らかな過失がある、過誤がある後遺症が残るレベル4の事故、死亡するレベル5の事故はいたい年間2、3件発生している病院でした。平成16年以降、これは18年、19年も含めてですね、今のところゼロです。この点でも効果があつた。	インシデント報告書
1	30	A	ただ過失がなくとも苦情または訴えてくる方はいますので、それはここには含めいません。こちらに過失のあるものはここまでで、ここからはゼロになっています。	ただ過失がなくとも苦情または訴えてくる方はいますので、それはここには含めいません。こちらに過失のあるものはここまでで、ここからはゼロになっています。	インシデント報告書
1	31	A	安全管理室はインシデント報告書がきて動くので、情報が入って動きますので、どのくらいの活動をしているかといいますと、平成17年度286件、平成18年度377件、今年度は半期の統計で考えますと、おそらく年間で550件くらいの活動になると思います。かなり安全管理室の活動は増えていると、それを独自に、4×4のまとめとして分類して傾向をみたんですけれど、不適合・不具合・事故の関係の対応苦情・クレームの対応、事件・トラブル・緊急の対応、予防処置と教育研究の対応とそれぞれ分けました。	安全管理室はインシデント報告書がきて動くので、情報が入って動きますので、どのくらいの活動をしているかといいますと、平成17年度286件、平成18年度377件、今年度は半期の統計で考えますと、おそらく年間で550件くらいの活動になると思います。かなり安全管理室の活動は増えていると、それを独自に、4×4のまとめとして分類して傾向をみたんですけれど、不適合・不具合・事故の関係の対応苦情・クレームの対応、事件・トラブル・緊急の対応、予防処置と教育研究の対応とそれぞれ分けました。	インシデント報告書
1	32	A	そうしますと不適合対応が50件から55件、これほどあまり変わっていません。事件・トラブル・緊急対応、	そうしますと不適合対応が50件から55件、これほどあまり変わっていません。事件・トラブル・緊急対応、	インシデント報告書
1	33	A	これはAの不適合対応といふのはどのようなものかといふと、医療行為に関する不適合、設備器機の関係、システム上のもの、あるいはそれに関係した会議をどのくらい開いたか、という分類でしますと、診療上の不適合は、18件から20件、17年度から18年度ですね、	これはAの不適合対応といふのはどのようなものかといふと、医療行為に関する不適合、設備器機の関係、システム上のもの、あるいはそれに関係した会議をどのくらい開いたか、このに対する対応は今は今どつています。	インシデント報告書

資料9 「医療センター（医療安全管理室）聴取記録

資料9 F医療センター(医療安全管理室)聴取記録

4	質問者	患者様から見たよという反応はありますか。ホームページ見ましたよとか。
5	1 A	ええ、ありますね。ただ医療関係の方が多いですね。医療安全管理室のホームページの掲示板を何人くらいの方が見たかはわかりません。ただあれを出すのはかなり勇気が要りました。こちらの態勢を全部世間に教えてしまわなければですかから。
6	質問者	600いくつの内容を常に新しく公開していく不可以ないといふところで、医療安全管理室と、組織的に見直すといふことについてではサブの組織というものがあつて変更していくのか。
7	1 A	各委員会がありますので、例えばこの650といふところをご覧いただきますと、一番上に病院長の名前が書いてありますと、一番下に私の名前が書いてあります。
7	2 A	それでこれは輸血の安全対策文書なんですね。病体が血液型判定に影響することがあります、というタイトルになっていますが、輸血の安全対策委員会の委員長の名前も検査科技術師長の名前も検査科の輸血認定技師の名前も書いてあります。こういう文書感覚に關することですと、インフェクションコントローラーナースが今はもうこういう文書をインフェクションコントローラーナースが作ってきまして、これを出してくださいといふことで、それは院長命令で出ますので、いろいろな情報にしても、これが病院のルールだとうといふあります。それを以前は医師がそれには看護部のルールだらう、病院のルールじゃない、638:ドメス例えれば看護部のルールにはいいルールがないことがあります。これを見たときに、私はドメスティックバイオレンス、DV発見対応マニュアル、これは実は千葉県がレンス、DV発見対応マニュアル、これも病院のルールになりますと病院のルールになりますよといふ通知です。県のだとか、いろんなものも病院のアル、622は転倒転落の報告件数の年度毎の統計を出しますようにしていきます。
7	3 A	623は先ほどお話をした院長への手紙のことです。618はインシデントアクシデントの件数です。
7	4 A	618は転倒転落の報告件数の年度毎の統計の件数です。そこでこれは輸血の安全対策文書なんですね。病体が血液型判定に影響することがあります、というタイトルになっていますが、輸血の安全対策委員会の委員長の名前も検査科技術師長の名前も検査科の輸血認定技師の名前も書いてあります。こういう文書感覚に關することですと、インフェクションコントローラーナースが今はもうこういう文書をインフェクションコントローラーナースが作ってきまして、これを以前は医師がそれには看護部のルールだらう、病院のルールじゃない、638:ドメス例えれば看護部のルールにはいいルールがないことがあります。これを見たときに、私はドメスティックバイオレンス、DV発見対応マニュアル、これは実は千葉県がレンス、DV発見対応マニュアル、これも病院のルールだとか、いろんなものも病院のアル、622は転倒転落の報告件数の年度毎の統計を出しますようにしていきます。
7	5 A	623は先ほどお話をした院長への手紙のことです。618はインシデントアクシデントの件数です。
7	6 A	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、そこには院長の名前が一番下で私の名前が一番下ですけれど、これを私はサンドイッチ文書と呼んでいるんですが、間に挟まれている人達が頑張ってくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。
8	B質問者	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、そこには院長の名前が一番下で私の名前が一番下ですけれど、これを私はサンドイッチ文書と呼んでいるんですが、間に挟まれている人達が頑張つてくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。
9	1 A	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、間に挟まれている人達が頑張つてくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。
9	2 A	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、間に挟まれている人達が頑張つてくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。
10	質問者	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、間に挟まれている人達が頑張つてくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。
11	1 A	618はインシデントアクシデントの件数なんですが、間に挟まれている人達が頑張つてくれましたよといふ証拠なんです。そうするとCFT、クロスマンクショナルチームのメンバーが頑張つてくれているということです。

資料9 F医療センター(医療安全管理室)聴取記録

11	2	A	例えれば616は苦情ではなかつたんですが、ドアに足が挟まれて足を骨折してしまったといふ方なんですが、この方が苦情を書つてきたとします。これを見たらおつしやらなかつたんだが説明にいくどがあります。その時に担当者が説明したり、私どもが説明したり、その時に周知にしますからと、そういう文書がほしいとおつしやるんでしたらお渡しできますけど、それは病院のルールにして、院長の指示で院内に周知にしますからと、そういう方もいらっしゃいます。・ほしいといふ方もいらっしゃいますね。文書を発行しますと、お陰様でそちら様の意見がこういう安全対策に役に立ちましたと、これを差し上げています。そういうことでも年にはあります。ですから、かなりこの仕組	616
12		質問者	職員のインシデントレポートのフィードバックだけではなくて、患者様の苦情に対して取り上げさせましたといったことを、これまでいろいろな仕組み、工夫がなないとより安全な病院にならないと思います。	
13	1	B	クレマードとして取り上げられたなどいろいろなものが..	
14		質問者	すごく多岐に渡っているのがすばらしいなあと思います。	
15	1	A	安全に關係しないことって病院の中ではなくて、院内の連携だけじやなくて、院外の連携もやらないと成り立たない。ですから20か条だけ出せば済むどいうことじやなくて。	
15	2	A	よく取材にこられる方がいるんですねが、20か条だけではなくて、20か条はこち側が患者さん家族に参加してくださいと投げかけをしています	
16		質問者	が、その後にいろいろな仕組み、工夫がないとより安全な病院にならないと思います。	
17	1	A	そうですね。それでアメリカの20か条というのがあるんですが、僕は知らないかったですけれど、後から見たら薬のこととかなり多いんですね。それを否定するわけじゃないんですけど、どちら側は20か条だけではなくて、患者さん、ご家族にこういうことをしてもらわればより安全になるということから始まりましたので、アメリカの20か条は全然参考にしません。アメリカの20か条ができたのは、私どものより後ですかね。こちらは日常の安全管理の中からお願いしたいことが20か条決まりました。	
18		質問者	それで質と安全の合同会議という形にしたんですか。	
20	1	A	ルールブック、これが院内の各部署に置かれています。最新版のもののデータをほとんど引けます。どこにルールがあるかわからなくとも、とにかく安全管理室に来れば教えることができます。職員の教育ということになりますと、こういう医療安全対策ルールブック第5版というのがあります。年度始まりで、平成19年度の4月に職員に出しましたのです。	ルールブック 医療安全対策 ルールブック 第5版
20	2	A	今までいる古い職員も、ここに書いてあります、「各委員会、各部署で過去に決めた約束事項のいくつかがあやになつています。(ペテランはルール内の内容や存在を忘れてはいる。新入職員はオリエンテーションで何も聞いていない。そこで医療安全に関するルールを収集し、ルールブックを作成しました。各部署に配布しますので活用してください)」というようなことです。古い職員もなんとなく流されてルールを忘れててしまうことがあります。新しい職員はなおさらわからない、となりますが、各部署にこれをO副看護部長に今までのルールですとかどう投げかけをして新しいルールがあれほどどんどん新しくしていく、それを電子媒体で..こういう冊子にして年度始めに配るど。フロッピーで渡しているんです。それそれに訂正して入れてもらおう、昔に返して、それが帰ってきてもらいます。	
21	1	B	それを担当していいたくところにデータを渡して直してもらいます。	
22	1	C	こういうものがインターネットでも見られるようにしようとしますけど、ちようど来年の2月から3月にかけてオーダリングシステム、コンピューターシステムが変わるんです。そこで、こういったものも、それから各部署でインターネットで利用したいといふものも入れられようになつてます。	
23	1	A	この中に、今まで出たので放射線科で大事なこと、皆に知ってほしいのがこれに出たからこれをまた入れてほしいとか、そういう要望が出てくるんですね。訂正だけじゃなくて、結構いろんな形で活用できているということです。	
25		質問者	すべてのいろんな情報が医療安全管理室に集まって、そこから・病院中に発信できる基地、ルートが整えられているのかなって思いました。	